

佐賀県公安委員会告示第3号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等を行うための運用に関する規程（令和7年佐賀県公安委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月20日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等を行うための運用に関する規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則</u>（令和3年佐賀県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第3条から第6条まで及び第8条の規定に基づき、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等を行うための運用</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請等の手続)</p> <p>第2条 規則第3条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(処分通知等の手続)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 規則第5条第1項第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、申請等を</u></p>	<p><u>佐賀県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した手続等を行うための運用に関する規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>佐賀県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u>（令和3年佐賀県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第3条から<u>第5条までの規定</u>に基づき、<u>佐賀県公安委員会等に係る情報通信の技術を活用した手続等</u>を行うための運用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請等の手続)</p> <p>第2条 規則第3条第1項に規定する申請等を<u>する者</u>の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(処分通知等の手続)</p> <p>第3条 略</p>

改正前	改正後									
<p>行う者の使用に係る電子計算機から入力し、公安委員会等に届け出るものとする。</p> <p>(申請等に係る署名等に代わる措置)</p> <p>第4条 規則第6条に規定する申請等を行った者を確認するための措置は、第2条第3項に規定する措置及び次の表の左欄に掲げる法令の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合においては、規則第3条第2項の申請等において行う氏名又は名称を入力する措置とする。</p> <table border="1" data-bbox="230 595 1104 970"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">遺失物法施行規則（平成19年国 家公安委員会規則第6号）</td> <td>第26条</td> </tr> <tr> <td>第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）</td> </tr> <tr> <td>第31条第1項</td> </tr> <tr> <td>第32条</td> </tr> <tr> <td>第33条第1項</td> </tr> <tr> <td>第41条</td> </tr> </tbody> </table> <p>(部分オンラインを利用する際、書面等に番号又は記号を表示する方法)</p> <p>第5条 規則第8条第1項の場合において、規則第3条第2項及び第3項の規定により申請等を行う者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。</p>	法令	規定	遺失物法施行規則（平成19年国 家公安委員会規則第6号）	第26条	第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）	第31条第1項	第32条	第33条第1項	第41条	<p>(申請等に係る氏名等を明らかにする措置)</p> <p>第4条 規則第5条に規定する申請等を行った者を確認するための措置は、第2条第3項に規定する措置とする。</p>
法令	規定									
遺失物法施行規則（平成19年国 家公安委員会規則第6号）	第26条									
	第28条第2項及び第3項（第1号イ及び第2号イを除く。）									
	第31条第1項									
	第32条									
	第33条第1項									
第41条										

附 則

この告示は、令和8年5月21日から施行する。